

独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計
検査の結果についての報告書（要旨）

平成 2 1 年 9 月

会 計 検 査 院

検査の背景及び実施状況

1 参議院からの検査要請の内容

(1) 検査の対象

全独立行政法人

(2) 検査の内容

独立行政法人についての次の各事項

業務及び財務の状況

各独立行政法人における契約制度、落札率等入札、契約の状況

2 検査の対象とした独立行政法人

(平成21年3月末現在)

主務府省	検査対象法人	主務府省	検査対象法人	
内閣府	独立行政法人国立公文書館	厚生労働省 農林水産省	年金積立金管理運用独立行政法人	
	独立行政法人国民生活センター		独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
	独立行政法人北方領土問題対策協会		独立行政法人種苗管理センター	
	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構		独立行政法人家畜改良センター	
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	農林水産省	独立行政法人水産大学校	
	独立行政法人統計センター		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	
	独立行政法人平和祈念事業特別基金		独立行政法人農業生物資源研究所	
	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構		独立行政法人農業環境技術研究所	
外務省	独立行政法人国際協力機構	農林水産省	独立行政法人国際農林水産業研究センター	
	独立行政法人国際交流基金		独立行政法人森林総合研究所	
財務省	独立行政法人酒類総合研究所	農林水産省	独立行政法人水産総合研究センター	
	独立行政法人造幣局		独立行政法人農畜産業振興機構	
	独立行政法人国立印刷局		独立行政法人農業者年金基金	
	独立行政法人日本万国博覧会記念機構		独立行政法人農林漁業信用基金	
文部科学省	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	経済産業省	独立行政法人経済産業研究所	
	独立行政法人大学入試センター		独立行政法人工業所有権情報・研修館	
	独立行政法人国立青少年教育振興機構		独立行政法人日本貿易保険	
	独立行政法人国立女性教育会館		独立行政法人産業技術総合研究所	
	独立行政法人国立国語研究所		独立行政法人製品評価技術基盤機構	
	独立行政法人国立科学博物館		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
	独立行政法人物質・材料研究機構		独立行政法人日本貿易振興機構	
	独立行政法人防災科学技術研究所		独立行政法人原子力安全基盤機構	
	独立行政法人放射線医学総合研究所		独立行政法人情報処理推進機構	
	独立行政法人国立美術館		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	
	独立行政法人国立文化財機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
	独立行政法人教員研修センター		国土交通省	独立行政法人土木研究所
	独立行政法人科学技術振興機構			独立行政法人建築研究所
	独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人交通安全環境研究所		
	独立行政法人理化学研究所	独立行政法人海上技術安全研究所		
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人港湾空港技術研究所		
	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人電子航法研究所		
	独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人航海訓練所		
	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人海技教育機構		
	独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人航空大学校		
	独立行政法人国立高等専門学校機構	自動車検査独立行政法人		
	独立行政法人大学評価・学位授与機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
	独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国際観光振興機構		
	独立行政法人メディア教育開発センター	独立行政法人水資源機構		
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人自動車事故対策機構		
	厚生労働省	独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人空港周辺整備機構	
		独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人海上災害防止センター	
独立行政法人勤労者退職金共済機構		独立行政法人都市再生機構		
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構		独立行政法人奄美群島振興開発基金		
独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		独立行政法人住宅金融支援機構		
独立行政法人労働政策研究・研修機構		独立行政法人国立環境研究所		
独立行政法人雇用・能力開発機構		独立行政法人環境再生保全機構		
独立行政法人労働者健康福祉機構		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構		
独立行政法人国立病院機構		計		
独立行政法人医薬品医療機器総合機構		100法人		
独立行政法人医薬基盤研究所				
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構				

3 20年次の会計検査の実施状況

平成20年3月末現在における全独立行政法人102法人を対象として実施した検査の結果を、「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況に関する会計検査の結果について」の報告書として取りまとめ、20年11月7日に、参議院議長に対して報告した（以下、この報告を「20年報告」という。 ）。

そして、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を中心に引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

4 21年次における検査

21年次においては、各独立行政法人が策定した随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況に係る検証を中心に検査を実施した。上記の検査に当たっては、20年報告において入札及び契約の状況について記述した以下の各項目について、その改善又は変化の状況を踏まえつつ実施する必要があることから、これらの各項目のフォローアップ検査も併せて実施した。

独立行政法人の契約制度の状況

落札率等の状況を含む入札及び契約全般の状況

随意契約の実施状況及び随意契約とした理由の妥当性

公益法人等に対する随意契約の実施状況及び公益法人等による再委託の状況

契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組の状況

主な随意契約先及び再委託先における発注元独立行政法人退職者等の再就職者数

検査の結果

1 独立行政法人の契約制度の状況

～21年4月1日現在の独立行政法人の契約制度の状況について、20年報告（20年4月1日現在）からの改善状況等を調査、分析～

(1) 競争契約に関する事項

一般競争契約における公告の方法を明確に会計規程等で定めていない法人（20年4月1日現在4法人）や、公告期間の下限が国の基準を下回っている法人（同45法人）については、規程の整備、見直しが行われていて、これらすべての法人で改善されている。また、指名競争契約限度額（予定価格が少額であることにより指名競争によることが

できるとされる金額の限度額)については、国の金額基準を上回っている法人(同11法人)が1法人ある。

(2) 随意契約に関する事項

随意契約の基準

随意契約によることができる範囲が明確かつ具体的でない包括的随契条項を設定している法人(20年4月1日現在53法人)が7法人、契約相手方が公益法人の場合は随意契約ができるとする公益法人随契条項を設定している法人(同11法人)が2法人ある。

企画競争又は公募

企画競争を導入している法人(20年4月1日現在92法人)は95法人、このうち実施方法に係る要領、マニュアル等を整備している法人(同37法人)は70法人となっている。また、公募を導入している法人(同70法人)は85法人、このうち実施方法に係る要領、マニュアル等を整備している法人(同26法人)は61法人となっている。

(3) 予定価格の作成に関する事項

契約の発注に際して、予定価格を作成しなければならない旨を明確に会計規程等で定めていなかった法人(20年4月1日現在3法人)については、規定の整備が行われていて、すべての法人で改善されている。また、予定価格の作成の省略に関する取扱い(予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を行うことなく予定価格の作成を省略できる取扱い)について、国の場合において省略できるとされている金額基準より高額な金額基準を設定している法人(同36法人)が1法人ある。さらに、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、予定価格の作成を省略する理由や対象範囲が明確でない要件を設定している法人が18法人ある。

2 落札率等の状況を含む入札及び契約全般の状況

~全独立行政法人の国内のすべての事務所等において締結された支出原因契約(国において少額随契が認められる予定価格以下の契約等は除く。以下「対象契約」という。)のうち19年度及び20年度(12月まで)に締結された契約について契約全般の状況を分析、併せて、20年度(12月まで)の状況を前年度同期(19年度(12月まで)分。以下同じ。)と比較。また、19年度及び20年度に締結された競争契約等から抽出した契約等を選定するなどして、これらの契約に係る手続の実施状況について検査~

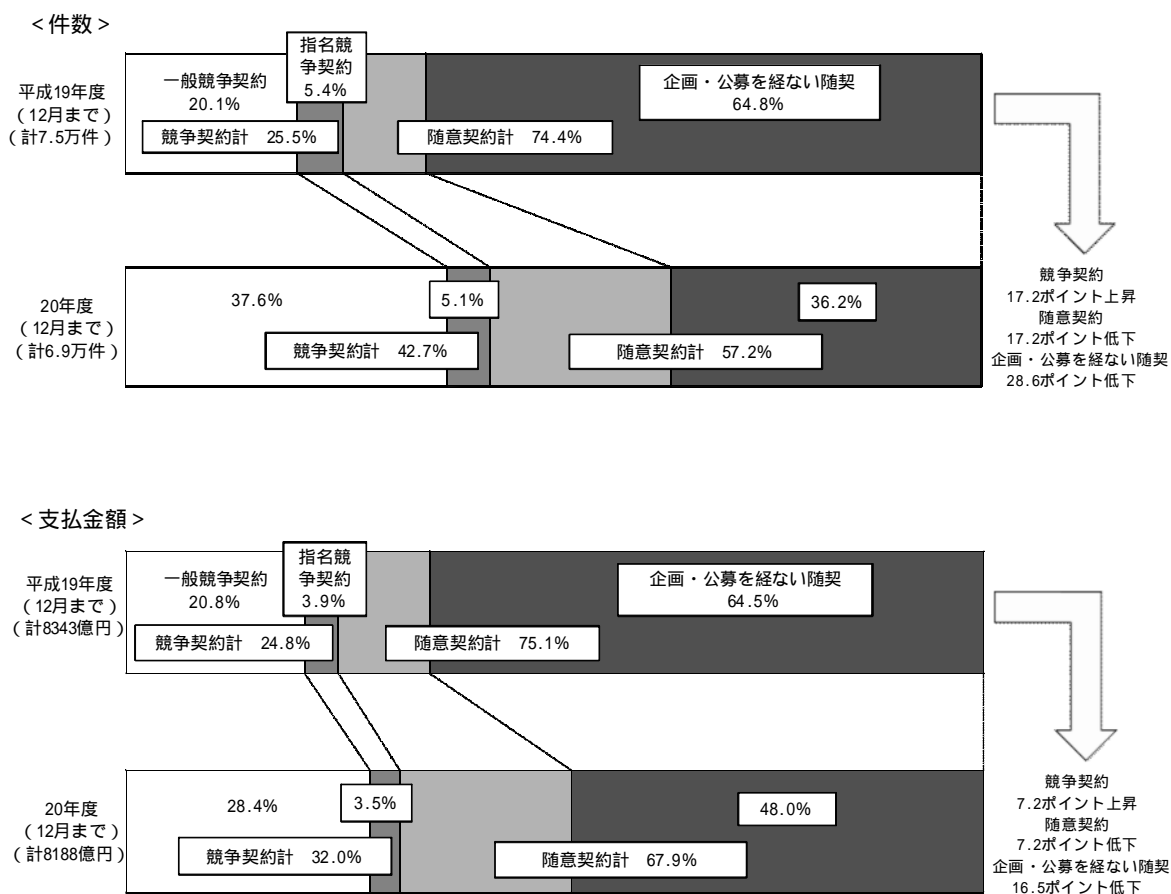
(1) 独立行政法人における契約全体の状況

対象契約の件数及び支払金額

区分 \ 年度	19年度	20年度 (12月まで)(A)	19年度 (12月まで)(B)	増減率 (A)/(B)-1
件数	9.6万件	6.9万件	7.5万件	7.5%
支払金額	1兆9281億円	8188億円	8343億円	1.8%

(2) 契約方式の状況及び契約方式別落札率

20年度（12月まで）の随意契約の割合は件数で57.2%（うち企画競争又は公募を経ない随意契約（不落・不調随契を除く。以下「企画・公募を経ない随契」という。）36.2%）、支払金額で67.9%（同48.0%）となっていて、前年度同期と比較して低下しているものの、件数割合、支払金額割合共に競争契約を依然上回っている。また、平均落札率も、競争契約の89.3%に対して随意契約が97.5%と8.2ポイント高くなっていて、競争性及び経済性の面でまだ十分ではない状況となっている。



< 契約方式別の平均落札率の状況 >

区分	契約方式 競争契約 (A)	競争契約		随意契約 (B)	(開差) (B)-(A)	計
		一般競争契約	指名競争契約			
19年度(12月まで)(a)	89.0%	89.8%	86.1%	96.4%	(7.4)	93.2%
20年度(12月まで)(b)	89.3%	90.4%	82.0%	97.5%	(8.2)	93.4%
増減値(b)-(a)	0.3	0.6	4.1	1.1		0.2

(3) 競争契約における応札者数の状況及び応札者数別の落札率

競争契約の割合は、前年度同期と比較して上昇しているものの、応札者数の状況をみると、1者応札の割合（件数42.4%、支払金額34.7%）は、前年度同期と比較して上昇している。そして、1者応札の平均落札率（95.7%）は、複数応札の平均落札率（84.0%）を11.7ポイント上回っているなど、落札率からみた場合、競争契約であっても1者応札については、実質的な競争性を確保しにくい状況となっている。

< 競争契約の応札者数と平均落札率 >

区分	1者応札			複数応札		
	件数	支払金額	平均落札率	件数	支払金額	平均落札率
19年度(12月まで)の競争契約(a)	35.3%	27.9%	95.1%	64.6%	72.0%	85.4%
20年度(12月まで)の競争契約(b)	42.4%	34.7%	95.7%	57.5%	65.2%	84.0%
増減値(b)-(a)	7.1	6.8	0.6	7.1	6.8	1.4

(4) 一般競争契約の入札に係る手続の実施状況

一般競争契約の一部を抽出して、入札に係る手続の実施状況について検査したところ、公告の周知期間や見積期間の確保が十分でなかったり、入札参加要件が制限的なものとなっていたり、仕様書等の内容が明確になっていなかったりなどとしていて、競争性、公正性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

< 事例 >

- ・ 収納庫等の家具の購入及び既存家具の解体・組立作業について、入札説明会の開催日及び仕様書の配布日が入札期日の2日前となっており、十分な見積期間が確保されていなかった（事前に参考見積を徴した業者の1者応札）。
- ・ 法人の本館の清掃業務について、教育研究機関における清掃業務の実績や対象施設に係る床面積を大幅に上回る規模の実績を入札参加要件としていた（従来の契約相手方の1者応札）。
- ・ 海外から招へいした外国人研究者等の生活支援業務等について、仕様書に実施する業務内容が具体的に示されていなかった（従来の契約相手方公益法人の1者応札）。

3 随意契約の実施状況及び随意契約とした理由の妥当性

(1) 随意契約の実施状況

随意契約全体の状況

年度	区分	件数		支払金額	
		随意契約		随意契約	
			うち企画・公募を 経ない随契		うち企画・公募を 経ない随契
19年度(12月まで)(a)		5.6万件	4.8万件	6269億円	5389億円
20年度(12月まで)(b)		3.9万件	2.5万件	5565億円	3933億円
増減率(b)/(a)-1		28.9%	48.2%	11.2%	27.0%

随意契約における予定価格の作成状況

20年度(12月まで)の随意契約について、予定価格の作成を省略しているものの件数と割合は11,679件、29.2%となっており、前年度同期と比較して減少又は低下している。しかし、このうち各法人の会計規程等では予定価格の作成を省略できることとされていないのに、これを省略している契約が3,917件見受けられた。

(2) 企画競争の実施状況

企画随契の実施状況

20年度(12月まで)の企画随契(企画競争により選定した者を契約相手方として締結する随意契約)の件数と支払金額は、前年度同期と比較して大幅に増加している。そして、企画競争への応募者数の状況を見ると、1者応募の件数の割合(28.2%)は、前年度同期と比較して低下しているものの、依然として高い割合となっていて、企画競争において複数の事業者の中から優れた企画を提案した者を選定する手続の実効性を確保しにくい状況となっている。

年度	区分	企画随契の実施状況		応募者数の状況	
		件数	支払金額	1者応募の 件数割合	複数応募の 件数割合
19年度(12月まで)(a)		5,579件	643億円	38.7%	61.2%
20年度(12月まで)(b)		9,892件	1236億円	28.2%	71.7%
増減率(b)/(a)-1		77.3%	92.2%		

企画競争の実施に係る手続の状況

企画随契の一部を抽出して、企画競争に係る手続の実施状況について検査したところ、企画競争参加要件を必要以上に限定していたり、審査に当たっての評価方法

が具体的でなかったり、審査を行っている外部有識者に契約の利害関係者が含まれていたりなどして、競争性、公正性及び透明性の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

< 事例 >

- ・法人自らが行うべき業務を代行又は補完して行う業務について、仕様書に具体的な業務の内容等が明確に示されていなかった（従来の契約相手方関係法人の1者応募）。
- ・共同研究業務について、企画競争の審査を行っている外部の有識者の中に当該業務の研究総括責任者が含まれていた。

(3) 公募の実施状況

公募を経た随意契約の実施状況

20年度（12月まで）の公募を経た随意契約の件数と支払金額は、前年度同期と比較して大幅に増加している。

年度	区分	公募を経た随意契約の実施状況	
		件数	支払金額
19年度(12月まで)(a)		659件	138億円
20年度(12月まで)(b)		3,047件	245億円
増減率(b)/(a)-1		362.3%	76.7%

公募の実施に係る手続の状況

公募を実施して締結された契約の一部を抽出して、公募に係る手続の実施状況について検査したところ、公募において契約予定相手方名を表示しているなど、競争性、公正性及び透明性の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられた。

< 事例 >

- ・財務会計業務に係るコンサルタント業務について、ほかに履行可能な者がいないかの確認を行う公募を行うこととしたが、公募の公示において従来の契約相手方名を契約予定相手方として記載していた（応募者なしのため従来の契約相手方と随意契約）。

(4) 随意契約見直し計画に基づいて適正化を進めることとされている契約の見直し状況

20年1月から12月までの間において締結された契約のうち、点検対象随意契約（各法人が随意契約見直し計画において点検の対象とした18年度の随意契約）と対応することが把握できた18,318件について、各法人が講じた見直し措置の状況をみると、8,279件（45.1%）がより競争性の高い契約方式に移行している。

上記のうち競争契約に移行したのについてみると、1者応札の割合は56.2%となっており、1者応札の場合の平均落札率（95.5%）は複数応札の場合と比べて8.9ポイント高くなっている。また、1者応札となっている契約の82.7%は、従前の随意契約と同一の契約相手方となっており、契約相手方の固定化の割合が高くなっていて、十分に競争の効果が発揮されているとはいえない状況にある。

< 競争契約に移行した契約における移行後の競争性等の状況 >

区分	競争契約に移行後の状況								
	全体 (A)	1者応札 (B) ((B)/(A))	複数応札 (C) ((C)/(A))	1者応札(B)のうち		複数応札(C)のうち		(B)-(C)	(D)-(F)
				契約相手方が同じもの (D) [(D)/(B)]	契約相手方が異なるもの (E) [(E)/(B)]	契約相手方が同じもの (F) [(F)/(C)]	契約相手方が異なるもの (G) [(G)/(C)]		
件数(a)	6,279件	3,535件 (56.2%)	2,744件 (43.7%)	2,926件 [82.7%]	609件 [17.2%]	1,414件 [51.5%]	1,330件 [48.4%]	(12.5)	(31.2)
平均落札率	91.6%	95.5%	86.6%	95.8%	93.9%	88.9%	84.3%	(8.9)	(6.9)
< 参考 > 競争契約全体 (20年度(12月まで)における件数)(b)	29,790件	12,650件 (42.4%)	17,140件 (57.5%)						
(a)-(b)		(13.8)	(13.8)						

(5) 20年報告に掲記した個別の事態の見直し状況等

個別の事態（20年報告において随意契約とした理由の妥当性に関して検討すべきであったと認められた契約）955件について20年度末現在における見直し状況をみると、移行手続に相当の期間を必要とすることなどを理由に「措置未済」となっているものがあるが、これらの中には、20年報告では競争契約等に移行したことから「措置済み」としたものについて、その後、再び随意契約を行っていることが判明したため、「措置未済」としたものも含まれている。

< 事例 >

- ・消防用設備等の保守点検、整備に係る業務について、19年度に随意契約から一般競争契約に移行したが、20年度に、業務に熟知し必要な技術者の派遣等に迅速かつ効率的に対応し得ることなどを理由に、再び、19年度に契約した業者と随意契約を行っていた。

4 公益法人等に対する随意契約の実施状況及び公益法人等による再委託の状況

(1) 公益法人等を契約相手方とする契約の実施状況とその変化

公益法人等を契約相手方とする20年度（12月まで）の契約のうち随意契約の割合は件数で79.7%（うち企画・公募を経ない随契44.0%）、支払金額で90.3%（同49.4%）となっていて、前年度同期と比較して低下しているが、依然として契約全体でみた場合よりも高い。また、競争契約における1者応札の件数割合は69.4%に上っており、

契約全体でみた場合より大幅に高く、企画随契における1者応募の件数割合も55.7%と契約全体でみた場合より大幅に高くなっている。

このように、公益法人等を契約相手方とする契約については、1者応札又は1者応募の割合が契約全体の割合より高くなっていて、実質的に競争性を確保しにくい状況となっている。

< 公益法人等を契約相手方とする契約の状況 >

区分	随意契約 (A)	19年度(12 月まで) (B)	開差 (A)-(B)	左のうち企 画・公募を 経ない随契 (C)		19年度(12 月まで) (D)	開差 (C)-(D)
件数	公益法人等が 契約相手方	79.7%	90.7%	11.0	44.0%	72.8%	28.8
	契約全体	57.2%	74.4%	17.2	36.2%	64.8%	28.6
支払 金額	公益法人等が 契約相手方	90.3%	92.7%	2.4	49.4%	82.7%	33.3
	契約全体	67.9%	75.1%	7.2	48.0%	64.5%	16.5

< 公益法人等を契約相手方とする契約の応札（応募）者数の状況 >

区分	競争契約		企画随契	
	1者応札	19年度(12 月まで)	1者応募	19年度(12 月まで)
公益法人等が契約相手方(a)	69.4%	69.5%	55.7%	56.9%
契約全体(b)	42.4%	35.3%	28.2%	38.7%
割合の開差(a)-(b)	27.0	34.2	27.5	18.2

(2) 契約相手方とした公益法人等による再委託の状況

公益法人等を契約相手方とする随意契約における再委託の状況について、20年度（12月まで）でみると、契約条項において再委託に関する規定を設けていないものがなお10.1%ある。また、再委託が行われている契約の再委託率をみると、再委託率が50%以上となっているものの割合が件数で44.5%、支払金額で45.4%を占めており、再委託率が90%以上となっているものも、それぞれ6.5%、1.4%ある。

<再委託率の状況（平成19年度）>

区分	再委託率			計
	50%未満	50%以上	うち90%以上	
件数割合	55.5%	44.5%	6.5%	100%
18年度	53.9%	46.0%	4.4%	100%
支払金額割合	54.5%	45.4%	1.4%	100%
18年度	55.1%	44.8%	1.7%	100%

5 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組の状況

(1) 内部監査の実施状況

20年度の内部監査で、随意契約の妥当性の検証に係る項目を監査項目として設定しているとする法人（20年報告53法人）は69法人となっている。

(2) 監事監査の実施状況

20年度の監事監査で、入札及び契約の適正な実施状況に関する監査を実施しているとする法人は99法人あるが、このうち、随意契約の適正化を含めた入札及び契約の適正な実施状況を監査項目として設定しているとする法人は92法人となっている。

(3) 契約情報の公表状況

契約情報の公表については、20年報告と同様で、ほとんどの法人においては、おおむね適切に公表されている。

6 主な随意契約先及び再委託先における発注元独立行政法人退職者等の再就職者数

(1) 発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況

発注元独立行政法人退職者の再就職者は、21年4月1日現在で、随契先公益法人等のうち122法人に644人、^(注) 主な随契先民間企業等のうち92法人に353人がそれぞれ在籍している。

(注) 主な随契先民間企業等 独立行政法人ごとに、19年度における随意契約に係る支払金額又は契約金額の合計額が多い法人（合計額が1000万円以下の法人等を除く。）のうち上位30法人を対象

<発注元独立行政法人退職者の再就職者の状況>

区分	随契先法人数	21年4月1日現在		20年報告（19年4月1日現在）	
		在籍法人数	再就職者数	在籍法人数	再就職者数
随契先公益法人等	1,157法人	122法人	644人	129法人	827人
主な随契先民間企業等	1,219法人	92法人	353人	92法人	395人

(2) 随契先公益法人等への再就職者と当該公益法人等との随意契約等の状況

発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している公益法人等は、在籍していない公益法人等に比べて、1法人当たりの随意契約件数や支払金額が多い。

<再就職者の在籍の有無別にみた随契先公益法人等との随意契約の状況>

(単位：法人、件、百万円)

区分	随意契約が締結された年度	法人数 (A)	件数		支払金額	
			随意契約 (B)	1法人当たりの随意契約件数 (B)/(A)	随意契約 (C)	1法人当たりの随意契約支払金額 (C)/(A)
再就職者 在籍有り	19年度	123	1,980	16.0	141,804	1,152
	20年度(12月まで)	92	1,243	13.5	72,731	790
	計	129	3,223	24.9	214,536	1,663
再就職者 在籍無し	19年度	1,276	2,511	1.9	58,764	46
	20年度(12月まで)	868	1,622	1.8	24,924	28
	計	1,446	4,133	2.8	83,688	57

検査の結果に対する所見

独立行政法人の運営には、運営費交付金をはじめとする多額の財政支出が充てられているが、現下の財政事情が極めて厳しい状況にあることにかんがみると、各独立行政法人は、業務運営の徹底した効率化等を図ることが必要になっている。

このような中で、各独立行政法人は、独立行政法人整理合理化計画や随意契約見直し計画等に基づき、国の取組に準じて、随意契約の見直しを含む契約の適正化に取り組んでいる。

そして、随意契約見直し計画に基づく個別の随意契約の見直し状況を検証したところ、より競争性の高い契約方式に移行したものが相当数あるものの、十分に競争の効果が発揮されているとはいえない状況にあたり、競争性等の確保に関して検討すべきであったと認められる事態が見受けられたりしていた。

したがって、各独立行政法人においては、随意契約見直し計画に基づき適正化を進めることとされている契約の見直しについて、競争性等の確保に十分留意しつつ着実に実施するとともに、入札及び契約の公正性、競争性及び透明性の更なる向上を図るため、次の点に留意することが必要である。

(1) 独立行政法人の契約制度について

ア 随意契約の基準において、包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している

場合や、予定価格の作成の省略に関する取扱いについて、予定価格の作成を省略する理由や対象範囲が明確でない要件を設定している場合は、し意的な運用を排除するため、各法人の業務の特性等を踏まえて、業務運営上真にやむを得ないと認められるものに限ることとし、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定める。

イ 総合評価方式、企画競争、公募、複数年契約等のように、契約の適正化及び透明性の向上に効果があると認められる取組については、積極的に活用を図るとともに、実施に当たっては、適正な執行を確保するため、要領、マニュアル等の整備を行う。

(2) 入札及び契約全般における競争性の確保について

ア 引き続き随意契約が行われているもののうち、真に随意契約によらざるを得ないと認められるもの以外は、発注する業務の内容を仕様書等において具体的に定めるなどして早急に総合評価方式を含む競争契約への移行を図る。また、業務の内容を具体的に仕様として明示することが困難な場合に限って企画随契への移行を検討することとし、競争契約が可能なものを企画随契としないよう留意する。さらに、従来、特殊な技術、設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたものについても、ほかに履行可能な者がいないかを確認するため、適切に公募を実施する。

イ 一般競争入札の実施に当たっては、公告は、事業者等に等しく周知できるような方法により十分な周知期間及び見積期間を確保して行うこと、入札参加要件は、参加者の範囲が過度に制限されることのないよう、契約の確実な履行を確保する上で必要最小限のものに限って明確に設定すること、入札説明書等は、特定の事業者等に有利とならないように中立的な内容とするとともに、受注の可否の判断や入札金額の見積りに必要な情報について具体的かつ明確に示すことなどにより、より多くの事業者に入札への参加機会を与えるとともに、新規の事業者の参加を阻害しないようにして、実質的な競争性の確保に努める。

ウ 企画競争の実施に当たっては、募集の方法、企画競争参加要件の設定、企画競争説明書等の作成等について、上記イの一般競争入札の場合と同様に適切に行って、実質的な競争性の確保に努める。また、企画競争の審査に当たっては、あらかじめ具体的に定めた複数の評価項目により採点を行うとともに、評価項目の設定に当たっては、審査に不公平が生じたり、特定の事業者等に著しく有利となったりしないように、適切に設定すること、評価に当たっては、提案内容が適切に評価に反映

されるように具体的かつ客観的な判定基準を設定すること、審査の際には、調達要求部門だけでなく契約担当部門も関与させたり、当該契約の利害関係者を排除したりすることなどにより、入札に係る手続と同様に、契約相手方選定の際の公正性及び透明性の確保を図る。

また、公募の実施に当たっては、参加者の募集方法、公募参加要件の設定、公募説明書等の作成等について、上記と同様に適切に行うとともに、事業者の参入意欲を阻害しないように、公募の公示や公募説明書等において、契約の確実な履行が困難となるような場合を除いて、契約予定相手方名の表示は行わないこととするなどして、手続の公正性及び透明性の一層の向上を図る。

エ 随意契約において予定価格の作成を省略するのは、業務運営上真にやむを得ない事由に該当するものに限ることとし、その場合には、会計規程等においてこれに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めて、これに従って適切に運用する。

(3) 公益法人等を契約相手方とする随意契約について

ア やむを得ず公益法人等を契約の相手方とした随意契約を行わざるを得ない場合においても、ほかに履行可能な者がいないかの把握等を、公募等により更に厳格に行うとともに、企画・公募を経ない随契から競争契約や企画随契等に移行する場合には、前記の(2)イ及びウと同様、実質的な競争性の確保等に努める。

イ 再委託については、契約の内容に応じて、再委託の禁止又は発注者の承認を必要とする旨の契約条項を必ず設けるとともに、特に、再委託率が高率となるものについては、再委託の妥当性及び随意契約とした理由との整合性に留意する。また、契約相手方からの再委託の届出等が確実になされるように事務手続の徹底を図るとともに、適時適切に、再委託の状況を確認するように努める。

(4) 契約の適正化及び透明性の向上に向けた取組について

随意契約の見直しを確実に実施するため、契約事務の合理化、効率化等を引き続き進めるとともに、内部監査、監事監査等における契約の適正化に向けた審査、監視体制の一層の充実に努める。また、契約の透明性の向上を図るため、契約情報を引き続き適切に公表するとともに、公表方法の一層の充実に努める。

(5) 発注元独立行政法人退職者の再就職について

発注元独立行政法人退職者の再就職者が在籍している法人を随意契約の相手方とする場合には、特に透明性の確保に留意して、随意契約とした理由の妥当性等について

十分に説明責任を果たせるようにする。

会計検査院としては、独立行政法人制度について原点に立ち返って見直すことが求められていることを踏まえて、20年報告の検査の結果に対する所見において業務及び財務について記述した事項も含め、今後とも、各独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。